

県産品販売・情報発信拠点ロゴ使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県産品販売・情報発信拠点（以下「拠点」という。）のロゴの使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 拠点のロゴは別紙のとおりとする。

（ロゴに関する権利）

第3条 ロゴに関する一切の権利は県に属する。

（使用承認）

第4条 ロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ岐阜県知事（以下「知事」という。）の承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）県及び拠点の運営事業者が使用する場合
- （2）報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- （3）その他知事が適当と認める場合

（使用申請）

第5条 申請者は、使用申請書（様式1）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- （1）申請者の概要が分かる資料（申請者が法人その他の団体である場合に限る）
- （2）ロゴの使用見本
- （3）その他知事が必要と認める事項

（使用承認書の交付等）

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第4条第1項の承認（以下「使用承認」という。）をするものとする。

- （1）拠点の利益又はロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- （2）宗教的行事、政治活動等のために実施すると認められる場合
- （3）拠点の信用又は品位を害すると認められる場合
- （4）第三者の利益を害すると認められる場合
- （5）法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- （6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営む者が実施する場合
- （7）申請者（申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- （8）その他知事が不適當と認める場合

2 知事は、使用承認をする場合は、使用承認通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

3 知事は、使用承認をする場合は、条件を付すことができる。

4 知事は、申請者が前条の規定による使用承認の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。

5 知事は、使用承認をしない場合は、使用不承認通知書（様式3）により、申請者に通知するものとする。

(使用期間)

- 第7条 使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）のロゴの使用期間は、使用承認の日から1年以内であって知事が必要と認める日までとする。
- 2 前項の使用期間の満了後において、引き続きロゴを使用しようとするときは、改めて使用承認を受けるものとする。

(使用料)

- 第8条 ロゴの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第9条 使用者は、ロゴの使用に関し、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 印刷物やホームページ等の宣伝広告物においてロゴを使用した場合は、その内容をすみやかに知事に報告すること。
- (2) 使用承認された内容のみに使用すること。また、使用承認に際して、知事による条件を付された場合は、それに従うこと。
- (3) ロゴの一部分のみの使用、またはデザインや色の変更をしないこと（モノクロでの使用は可）
- (4) 商標登録出願を行わないこと

(使用承認事項の変更)

- 第10条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式4）を知事に提出し、改めて使用承認を受けるものとする。

(使用承認の取消し等)

- 第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。
- (1) 使用者がこの要綱又は使用承認の条件に違反したとき。
- (2) 第5条又は前条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 使用者が第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他ロゴの使用を継続することが不適當であると認めたとき。
- 2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者は、使用承認を取り消された日からロゴを使用できないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の中止)

- 第12条 使用者は、ロゴの使用を中止しようとするときは、使用中止届（様式5）を知事に提出するものとする。

(使用状況の報告等)

- 第13条 使用者は、事業終了後、1カ月以内に使用報告書（様式6）を県に提出するものとする。

(使用の非独占・県の非推奨等)

- 第14条 この要綱による使用承認は、使用者が自己のロゴにするなど、独占してロゴを使用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者又はロゴを使用した事業等について県による推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

- 第15条 県は、使用承認に係るロゴの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 使用者は、使用承認を受けたロゴを使用した事業等の実施に際し、瑕疵により第三者に損害

又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

- 3 使用者がロゴの使用に際して、故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月11日から適用する。

別紙



備考

- 1 用いる色は、単色（モノクロ）でも可とする。

(様式1)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体
代表者名

印

県産品販売・情報発信拠点ロゴ使用申請書

県産品販売・情報発信拠点のロゴを使用したいので、県産品販売・情報発信拠点ロゴ使用取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、県産品販売・情報発信拠点ロゴ使用取扱要綱第6条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

事業名	
使用目的	
使用区分	1 印刷物（チラシ、新聞広告、パンフレット等） 2 WEB上の使用 3 その他
具体的な 使用内容	※実施内容等を詳しく記載してください。 ※印刷物であれば配布数量・サイズ・配布場所・広告回数などを記載してください。
使用期間	～
連絡責任者	〒 — TEL ()
添付資料	・申請者の概要が分かる資料(申請者が法人その他の団体である場合に限る) ・ロゴの使用見本 ・その他知事が必要と認める事項

(様式2)

〇〇第〇〇〇号
年 月 日

県産品販売・情報発信拠点ロゴ使用承認通知書

(団体・法人名等)
(代表者名)

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のありましたロゴの使用について、下記のとおり承認します。

記

承認期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
条 件：

【特記事項】

- ・印刷物やホームページ等の宣伝広告物においてロゴを使用した場合は、その内容をすみやかに知事に報告すること。
- ・承認を受けた内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書（様式4）を提出し、改めて承認を受けること。
- ・使用期間の満了後においても引き続き使用しようとする場合は、使用期間の満了前に使用申請書（様式1）を提出し、改めて承認を受けること。

(様式3)

〇〇第〇〇〇号
年 月 日

県産品販売・情報発信拠点ロゴ使用不承認通知書

(団体・法人名等)
(代表者名)

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のありましたロゴの使用については、下記のとおり承認し
ませんので、通知します。

記

理由

(様式4)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体
代表者名

印

県産品販売・情報発信拠点ロゴ変更承認申請書

年 月 日付け〇〇第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

変更内容	
変更理由	
連絡 責任者	〒 ー TEL ()
備考	

(様式5)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体
代表者名

印

県産品販売・情報発信拠点ロゴ使用中止届

年 月 日付け〇〇第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり中止します。

記

中止(予定)日	
中止理由	
連絡 責任者	〒 ー TEL ()
備考	

(様式6)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体
代表者名

印

県産品販売・情報発信拠点ロゴ使用報告書

下記のとおり使用しましたので報告します。

記

事業名	
使用期間	～
使用結果	
連絡 責任者	〒 ー TEL ()
添付資料	・その他参考資料(チラシ、写真等)